

# 令和5年度 函館市社会福祉審議会 会議次第

日時：令和5年12月20日（水）

午後6時30分～

場所：函館市役所8階大会議室

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 函館市社会福祉審議会の概要について
- 6 協議事項
  - (1) 委員長の選出について
  - (2) 委員長職務代理者の指名について
  - (3) 専門分科会および審査部会の委員の指名について
- 7 その他
- 8 閉会

# 令和 5 年度函館市社会福祉審議会会議資料

日時 令和 5 年 1 2 月 2 0 日（水） 午後 6 時 3 0 分～

場所 函館市役所 8 階大会議室

資料 1	函館市社会福祉審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	函館市社会福祉審議会臨時委員名簿・・・・・・・・・・・・	2
	函館市社会福祉審議会事務局職員名簿・・・・・・・・・・・・	2
資料 2	函館市社会福祉審議会の概要について・・・・・・・・・・・・	3
資料 3	函館市社会福祉審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
資料 4	函館市社会福祉審議会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	6～11

## 函館市社会福祉審議会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	所 属 団 体
池 田 孝 道	函館市社会教育委員の会議
梅 田 史 恵	函館市地域活動連絡協議会
大 槻 寅 男	社会福祉法人函館市社会福祉協議会
大 原 正 範	公益社団法人函館市医師会
岡 崎 圭 子	学校法人野又学園 函館短期大学
数 又 紀和子	函館市民生児童委員連合会
蒲 池 珠 實	社会福祉法人函館仁愛会
亀 井 隆	函館保育協会
川 合 裕紀子	函館人権擁護委員協議会
川 崎 嘉 範	函館公共職業安定所
北 原 淳	北海道函館児童相談所
熊 谷 儀 一	函館市町会連合会
小 谷 素美子	社会福祉法人侑愛会
小葉松 洋 子	公益社団法人函館市医師会
佐々木 香	函館市女性会議
佐 藤 秀 臣	一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会
佐 藤 浩 樹	南北海道知的障がい福祉協会
白 幡 俊 一	学校法人野又学園 函館短期大学
相 馬 ミエ子	特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会
高 見 浩	一般社団法人函館歯科医師会
館 佳 代	函館市 P T A 連合会
堤 勝 幸	函館特別支援教育研究会
外 崎 紅 馬	国立大学法人北海道教育大学教育学部函館校
永 澤 和 枝	函館市町会連合会
野 澤 朝 子	一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会
船 橋 優 子	函館市民生児童委員連合会
柳 原 正 明	一般社団法人函館薬剤師会
若 山 恵 美	一般社団法人函館市母子寡婦福祉会

## 函館市社会福祉審議会臨時委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
小 笹 明	公益社団法人函館市医師会	循環器内科
佐 藤 信 清	公益社団法人函館市医師会	耳鼻咽喉科
志 田 晃	公益社団法人函館市医師会	呼 吸 器 科
竹 内 秀 一	公益社団法人函館市医師会	内 科
宮 本 一 成	公益社団法人函館市医師会	整 形 外 科
吉 田 紳一郎	公益社団法人函館市医師会	眼 科
渡 部 仁	公益社団法人函館市医師会	外 科

## 函館市社会福祉審議会事務局職員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
佐 藤 任	保健福祉部長	
原 紀 夫	保健福祉部次長	
金 指 真 弓	保健福祉部 地域福祉課長	
田 口 英 生	保健福祉部 障がい保健福祉課長	
宿 村 篤 由	子ども未来部長	
東 出 瑞 乃	子ども未来部次長	
大 坂 瑞 恵	子ども未来部 子育て支援課長	

## 函館市社会福祉審議会の概要について

### 1 設置趣旨

平成17年10月1日の中核市指定に伴い、北海道が所管する地方社会福祉審議会に係る事務権限が委譲され、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき函館市社会福祉審議会を設置したものである。

#### 【社会福祉法第7条第1項】

社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

### 2 審議会の構成

函館市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 28人 臨時委員 7人</li> <li>・所掌 社会福祉に関する事項を調査審議する</li> </ul>
├── 民生委員審査専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 5人</li> <li>・所掌 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する</li> </ul>
├── 身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 13人</li> <li>・所掌 身体障害者、知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する</li> </ul>
│   └── 審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 3人 臨時委員 7人</li> <li>・所掌 身体障害者の障害程度の審査に関する事項を調査審議する</li> </ul>
└── 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 10人</li> <li>・所掌 児童福祉に関する事項を調査審議する</li> </ul>

### 3 審議会の委員

- (1) 委員は、社会福祉事業従事者および学識経験者のうちから市長が任命する。
- (2) 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (3) 委員の互選により委員長1人を置く。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する。
- (5) 専門分科会および審査部会の委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- (6) 委員の任期は、3年とする。
- (7) 臨時委員の任期は、任命に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

### 4 審議会の会議

- (1) 会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となる。
- (3) 会議は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (4) 議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 函館市社会福祉審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する函館市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

**第2条** 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長職務の代理)

**第5条** 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

**第7条** 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条（民生委員審査専門分科会にあつては、第6項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

**第8条** 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第3項の規定により、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

地域審議会の委員	日額 8,600円
----------	-----------

」を「

地域審議会の委員	日額 8,600円
社会福祉審議会の委員および臨時委員	日額 8,600円

」に改める。

**附 則**（平成24年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている届出は、改正後の条例の規定によりされた届出とみなす。

**附 則**（平成26年3月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 函館市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、函館市社会福祉審議会条例（平成 17 年函館市条例第 35 号）第 1 条に規定する函館市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2 条 審議会は、市長の監督に属し、その諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申するものとする。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者および知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉に関する事項
- (4) その他法令等に基づく事項

3 前項各号に掲げる事項の細目の大要は、別紙のとおりとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 28 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員および臨時委員は、市議会の議員、社会福祉事業に従事する者および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長)

第 6 条 審議会に委員の互選による委員長 1 人を置く。委員長は、会務

を総理する。

(委員長の職務の代理)

第7条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第9条 審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く。

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会委員等)

第10条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会長の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 第8条（民生委員審査専門分科会にあつては、第6項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（民生委員審査専門分科会）

第11条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、市議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定により指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（身体障害者福祉専門分科会）

第12条 身体障害者福祉専門分科会は、第9条第1項に規定する身体障害者の福祉に関する事項とともに、知的障害者の福祉に関する事項を調査するものとする。

2 身体障害者福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りではない。

3 この要綱に定めるもののほか、身体障害者福祉専門分科会および第14条に規定する審査部会の運営に関する細部の事項は別に定めるものとする。

（児童福祉専門分科会）

第13条 児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（審査部会）

第14条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第 15 条 審議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において統括する。ただし、次の各号に掲げる専門分科会および審査部会の庶務は当該各号に掲げる課において処理するものとする。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (1) 民生委員審査専門分科会      | 保健福祉部地域福祉課    |
| (2) 身体障害者福祉専門分科会     | 保健福祉部障がい保健福祉課 |
| (3) 児童福祉専門分科会        | 子ども未来部子育て支援課  |
| (4) 身体障害者福祉専門分科会審査部会 | 保健福祉部障がい保健福祉課 |

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別紙

1 民生委員審査専門分科会（第2条第2項第1号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
市長が厚生労働大臣に民生委員を推薦する場合における民生委員推薦会の推薦者に対する意見	民生委員法 第5条第2項
市長が民生委員推薦会の推薦者が適当でないと認めるときに、推薦会に民生委員の再推薦を命じる際の意見	民生委員法 第7条第1項
上記において推薦会が再推薦をしないときに、市長が適当と認める者を定め、厚生労働大臣に推薦する際の意見	民生委員法 第7条第2項
市長が民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する際の同意	民生委員法 第11条第2項
審議会が民生委員の解嘱を審査する際の本人への事前通告	民生委員法 第12条第1項

2 身体障害者福祉専門分科会（第2条第2項第2号関係）

- ・ 身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する
- ・ 知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する

[審査部会]（第2条第2項第2号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師を市長が指名する際の意見	身体障害者福祉法 第15条第2項
上記の医師の指定を取り消す際の意見	身体障害者福祉法 施行令第3条第3項
市長が身体障害者手帳の交付申請が法別表に該当しないと認めるには、審議会に諮問しなければならない	身体障害者福祉法 施行令第5条第1項

3 児童福祉専門分科会（第2条第2項第3号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
芸能，出版物，がん具，遊戯等を推薦し，または当該製作者，興業主，販売者等に対し，必要な勧告ができる	児童福祉法 第8条第9項
市長が地域型保育事業の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第34条の15第4項 子ども・子育て支援法 第7条第5項
市長が保育所の設置の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第35条第6項
設備・運営が最低基準に達せず，かつ有害と認められる児童福祉施設の事業停止命令を市長が行う場合の意見	児童福祉法 第46条第4項
市長が認可外児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令を行う場合の意見	児童福祉法 第59条第5項
母子家庭等の福祉に関する事項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条
母子福祉資金等貸付金の貸付を市長が停止する場合の意見	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 第13条
母子保健に関する事項	母子保健法 第7条

4 その他（第2条第2項第4号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
市長が老人居宅生活支援事業，老人デイサービスセンター等の事業の制限または停止を命じる場合の意見	老人福祉法 第18条の2第3項
市長が養護老人ホーム，特別養護老人ホームの事業の廃止命令，設置認可を取り消す場合の意見	老人福祉法 第19条第2項